

与那原町障がい者（児）計画



平成 28 年 3 月
沖縄県 与那原町

ごあいさつ



与那原町では、平成18年3月に「すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原」を基本理念とする「与那原町障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、多様な障がい施策の推進に努めてまいりました。

この間、平成25年4月に「障害者自立支援法」に代わり、「障害者総合支援法」の施行、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」の成立など様々な障害者施策の見直しが進められてまいりました。

また、沖縄県におきましては、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」が施行されております。

このような近年の障害者福祉施策等の障がい者を取り巻く環境の変化などに対応するため、アンケート調査等貴重なご意見を頂戴しながら、新たに「与那原町障がい者（児）計画」を策定いたしました。

本計画は、障がいの有無にかかわらず、障害を正しく理解し、お互いを尊重し、共に支え合って安心して暮らせる社会の実現を基本的な考え方としております。計画の推進には、行政や当事者及びその家族、福祉関係者、関係機関だけではなく、すべての町民が価値観を共有し、連携や協働による取組が重要だと考えております。今後とも皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「与那原町障がい者計画等策定委員会」委員の皆様をはじめ、「福祉に関するアンケート」にご協力いただきました皆様、その他関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

与那原町長 古 堅 國 雄

目 次

第1章 計画策定の前提	1
1 計画策定の前提	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間の考え方	3
4 計画の策定体制	3
第2章 計画骨子の考え方	5
1 計画の理念	5
2 重点目標	6
3 施策の基本方針	7
第3章 障がい者を取り巻く状況	12
1 人口等の推移	12
2 障がいのある市民の状況	14
3 障がい福祉サービスの実施状況	17
4 地域生活支援事業の実施状況	18
第4章 主要施策の推進方針	19
基本施策1：障害に対する理解と権利擁護の推進	19
基本施策2：保健、医療サービスの充実	26
基本施策3：自立生活支援の充実	28
基本施策4：生活環境の整備	35
基本施策5：雇用・就労支援の充実	38
基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実	40
基本施策7：安全・安心のある地域づくり	48
資 料 編	
1 与那原町障がい者計画策定委員会設置規則	53
2 与那原町障がい者計画等策定委員名簿	55

第1章 計画策定の前提

1 計画策定の前提

本町においては、平成18年に「与那原町障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、「すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原」の基本理念を達するため、障害のある町民の自立生活の継続に向けたサービス提供基盤の整備や多様な福祉施策に対する取り組みを推進してきました。

計画策定から10年が経過しようとしており、現行計画は平成27年度をもって計画期間が終了することから、近年の障害者を取り巻く環境の変化や障害者福祉施策等の動向等を踏まえ、旧障害者計画の達成状況等の評価を行い適正な見直しを行う必要があります。

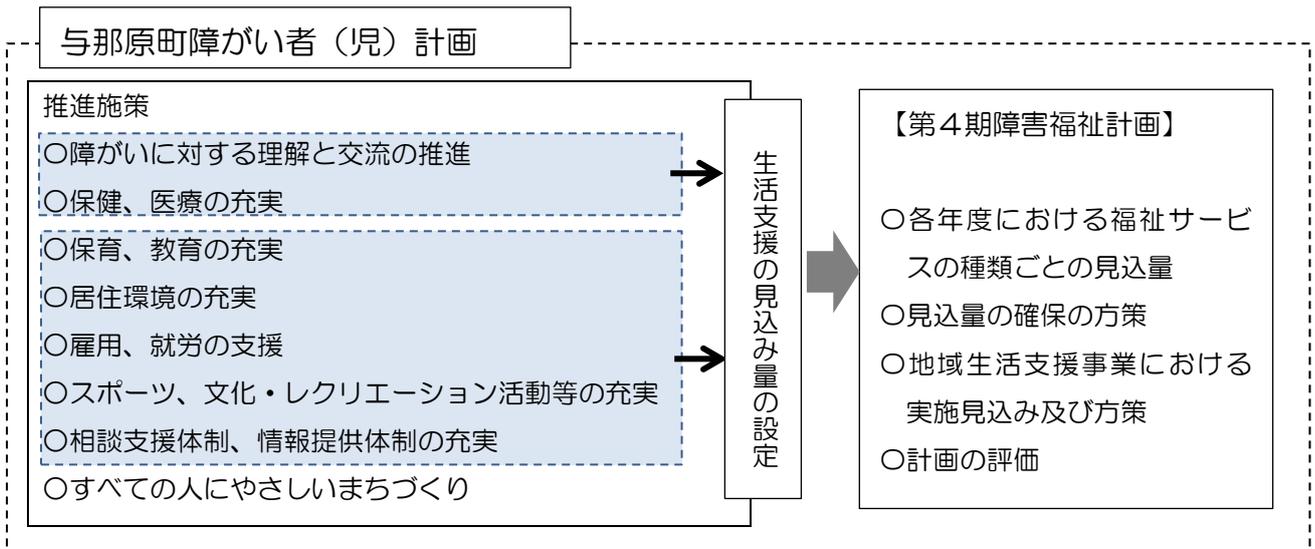
障害があっても住み慣れた地域で、自分らしく自立した社会生活を営むことができるように、新たな法制度に基づき総合的に多様な福祉施策やサービス提供基盤の整備を推進していくため新たに「与那原町障がい者（児）計画」を策定します。

	国、県における 障害者福祉施策の主な動向	与那原町障がい者（児）福祉計画 ・障害福祉計画
平成18年度		障がい者計画の策定
平成21年度		第1期障害福祉計画
平成22年度	「障害者自立支援法」の一部改正	第2期障害福祉計画
平成23年度	「障害者基本法」の一部改正	
平成24年度	「障害者虐待防止法」の施行	第3期障害福祉計画
平成25年度	「障害者自立支援法」が 「障害者総合支援法」へ名称変更 「障害者差別解消法」の成立	
平成26年度	「沖縄県共生社会条例」施行	
平成27年度		第4期障害福祉計画
平成28年度	「障害者差別解消法」の施行	障がい者（児）計画策定

2 計画の位置づけ

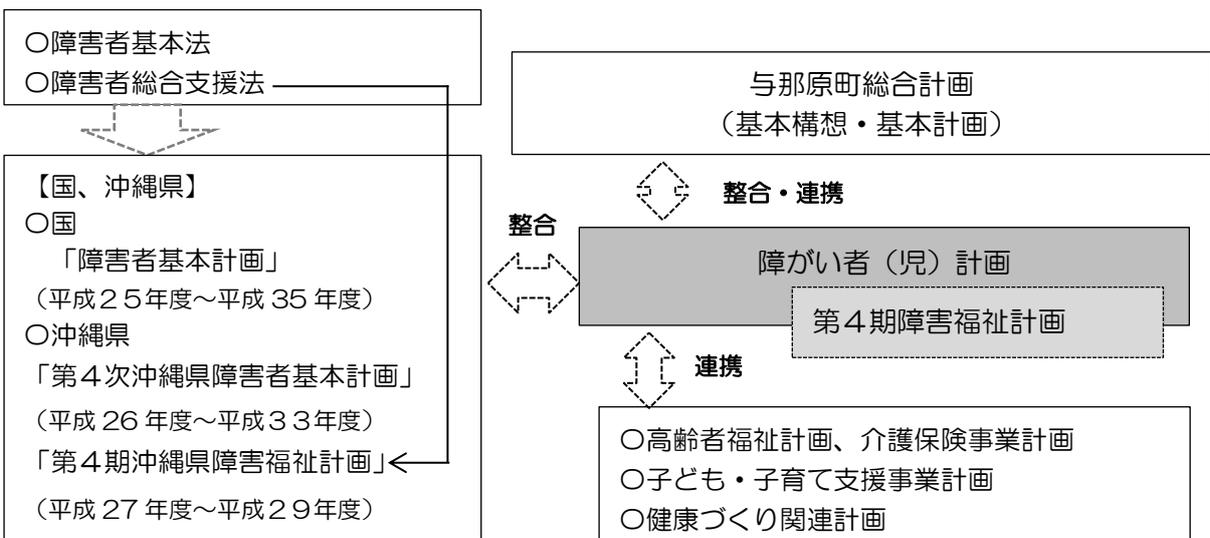
「障がい者（児）計画」は、障害者基本法第 11 条 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画として位置づけられます。

また、「第 4 期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい者（児）計画に即応し、障がい者（児）計画における推進施策の一部を下図のとおり包含するものとして、障害福祉サービス等の確保に関する計画として位置づけます。



また、本計画は、町総合計画における障害福祉分野の基本指針に基づくものとし、福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つ計画として位置づけます。

【障がい者福祉計画と関連計画との関係】



3 計画期間の考え方

「障がい者（児）計画」が「障害福祉計画」を包含するという位置づけを行っていることから、両計画は整合性をもって策定される必要があります。

現行の「障がい者（児）計画」の計画期間は10か年と設定される一方で、「障害福祉計画」は障害福祉サービスの見込量を設定するものとして3年を1期としていることから、両計画における法制度上の根拠や内容等にズレが生じています。

障がい者（児）計画においては、関係する法制度に基づき、社会情勢及び障がい者を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応した福祉施策の推進が求められており、「障害福祉計画」の見直し時期に合わせ、中間見直しを実施できるように、「障がい者（児）計画」の期間を見直す必要があります。

そのため、計画の期間については、「障害福祉計画」の終了時期に合わせた見直しを実施することができるように、計画期間を8年間に変更します。

計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障がい者(児)計画		← 障がい者(児)計画（8年） →							
障害福祉計画		← 第4期障害福祉計画（3年） →		← 第5期障害福祉計画（3年） →			← 第6期障害福祉計画（3年） →		

4 計画の策定体制

(1) 与那原町障がい者（児）計画策定委員会の設置

障害福祉の知識及び経験のある者、障がい者、障害福祉に関する事業に従事する者等を構成員とした策定委員会を設置し計画案の検討・審議を行います。

(2) 障がい者の参加の位置づけ

「障がい者（児）計画」の策定においては当事者である障がい者の参加による計画策定を前提とします。

1) ニーズ調査の実施

日常生活における生活課題、障害福祉サービスの利用状況や今後の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、以下の方を対象としたアンケート調査を実施します。

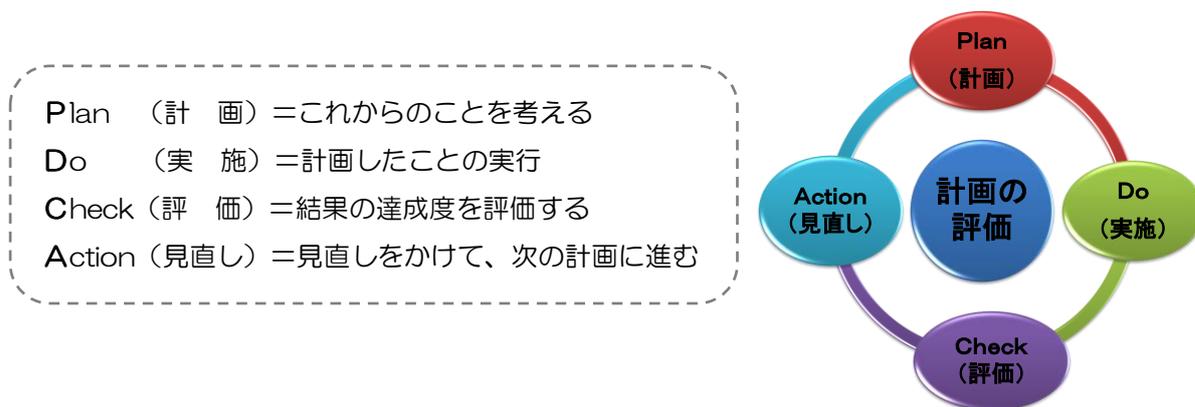
- ①障がいのある町民（在宅及び施設入所者）
- ②介護者
- ③一般町民

(3) 計画の評価体制

1) 事業目標（指標）の設定と進捗管理

本計画においては、個別施策における事業の実行性を高めていくため、各種事業に対する事業目標（指標）を設定しています。計画期間内において目標指標に沿った事業評価を実施し計画の進捗を図ります。

計画の評価は、評価内容がわかりやすい形となるようにP D C Aサイクルに基づく計画の評価を行います。



2) 計画の評価体制

計画の評価体制として、与那原町自立支援協議会の意見を踏まえる他、保健・福祉関係機関や当事者団体、地域住民などで構成される評価組織体制の在り方を検討や与那原町障がい者計画策定委員会等の審議機関を活用するものとします。

第2章 計画骨子の考え方

1 計画の理念

(1) 法制度上における障がい者施策の位置づけ

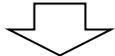
「障害者基本法」、「障害者総合支援法」は、障がいのある、なしに関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすための福祉施策を講じるものとされています。

- 基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される
- 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現する
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられる
- 社会参加の機会や選択の機会が確保される
- 日常生活、社会生活を制約する社会における障壁の除去に資する

(2) 与那原町総合計画における「障がい者福祉」の位置づけ

まちの将来像

“太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち”



まちの目標 みんなで創るこころ豊かなまち

基本方針 笑顔いきいき、やさしいまちづくり

障がい者（児）福祉の基本方針

障害を有する者が、安心して家庭や地域での生活が送れるよう、住み良い環境づくりや自立・自律を支援する対策に取り組むとともに、就労の場や健常者とのふれあいの場といった、社会参加活動等の施策を総合的に展開します。

(3) 現行計画における基本理念

本計画における基本理念は、障害を正しく理解し、障害の有無に関わらず、ともに支え合っ
て暮らしていける共生社会の実現を基本的な考え方とし、障がいのある町民が自分らしく、地
域のなかで自立していくことを支援するものとしています。

この理念は、法制度における障がい者施策の位置づけや総合計画における障がい者施策の基
本方針との整合性が図られているものと考えられることから、現行の基本理念を踏襲するもの
とします。

基本理念

“すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、
いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原”

2 重点目標

国の新計画は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加に対する支援を一層推進するものとしています。

本計画の基本理念では、すべての町民が障害について正しく理解し、障害の有無にかかわらず、ともに支え合って暮らしていける社会の実現を基本的な考えとしています。

障がいのある町民が自分らしく自立することや、社会のすべての場面に参加することを総合的に支援するものとし以下の事項を重点目標とします。

(1)障がいに対する理解の促進

【障がいに対する理解、差別の解消、権利擁護の推進】

どのような場合においても障がいを理由とした、偏見や差別することがないように、お互いに理解し支え合い共に生きる地域づくりを進めます。

(2)地域における自立支援

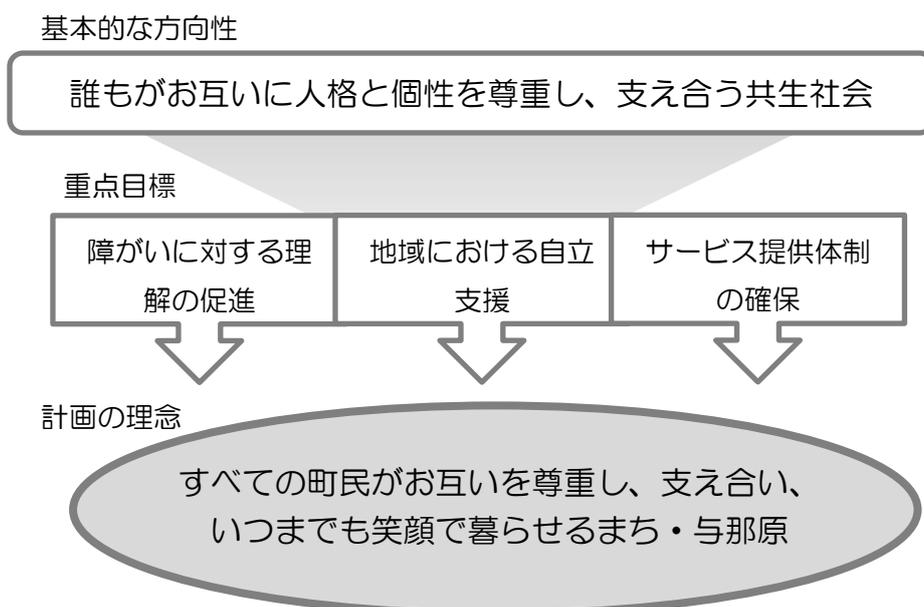
【社会参加（教育、文化、スポーツ）、バリアフリー、コミュニケーション支援】

障がいのある町民が、どこで、誰と暮らすのかを自由に選択し、みんなと一緒に社会のあらゆる場面に参加し、自己の資質を高めた社会生活を営むことができるように支援します。

(3)サービス提供体制の確保

【生活・経済的支援、保健、医療サービス支援】

障がいのある町民が身近な地域において自立生活を営むことができるように、障がいの特性と多様なニーズに応じ総合的にサービスを提供する仕組みづくりに取り組みます。

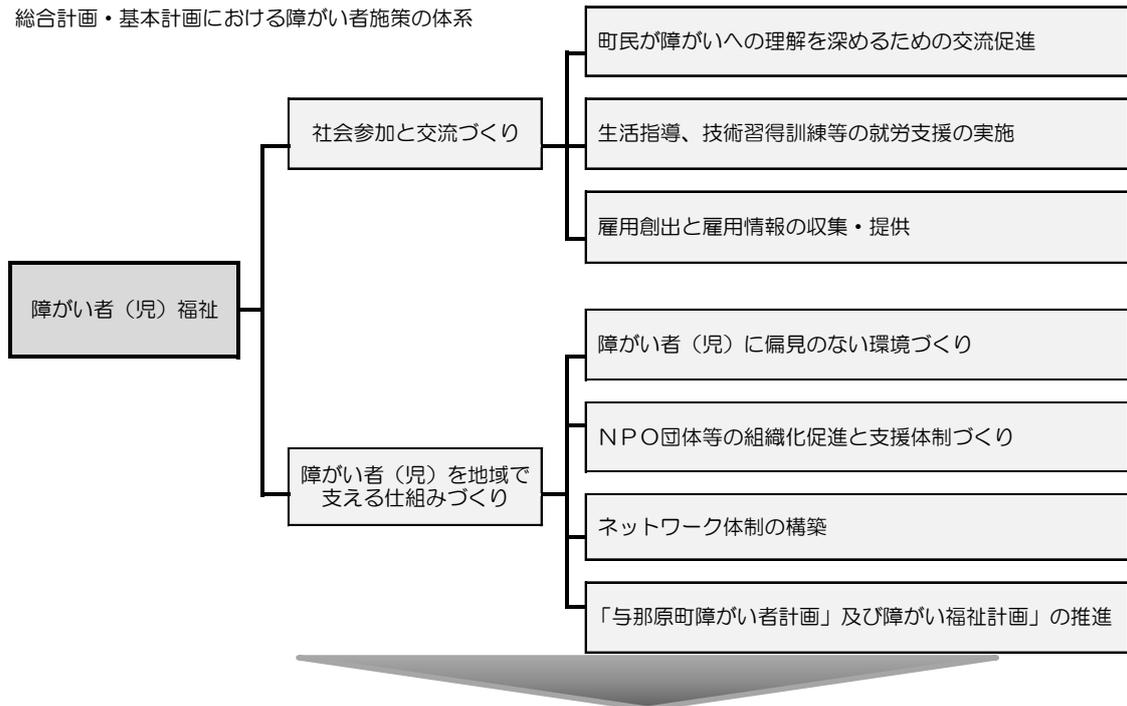


3 施策の基本方針

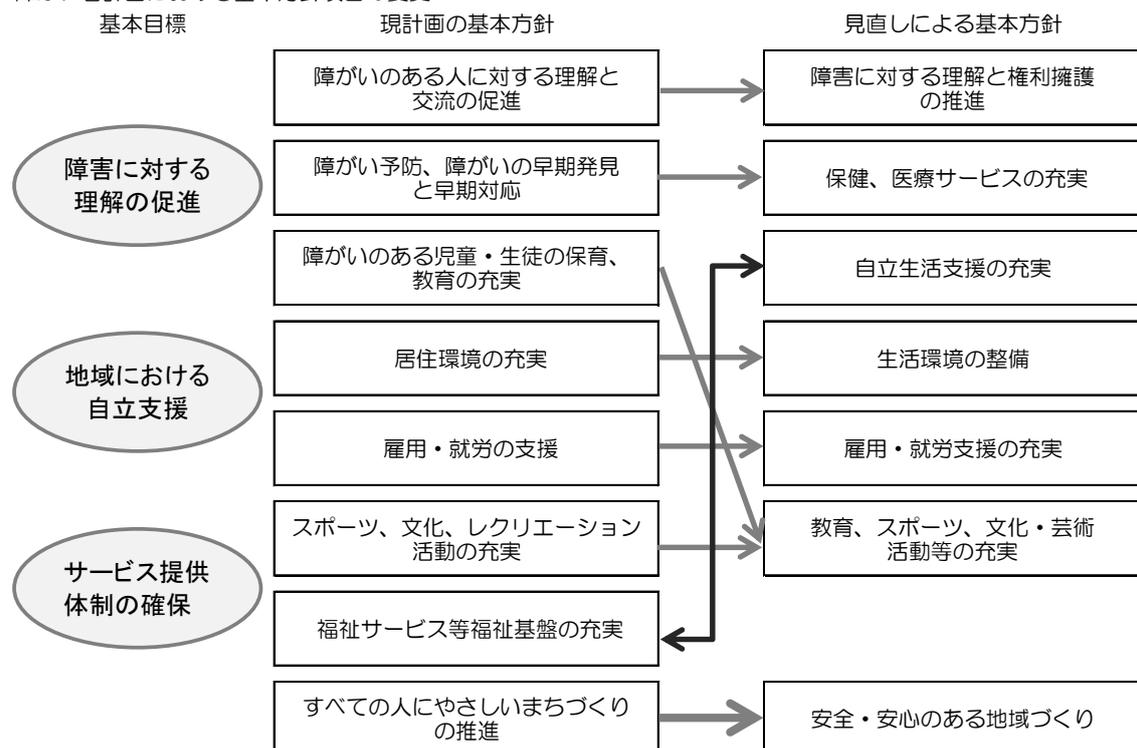
町総合計画・基本計画における施策の体系や障がい者の福祉に対する基本的な方向性と新たに示した重点目標の考え方などを踏まえ、障がい者施策の柱となる基本方針項目の見直しを行いました。

(1) 基本方針項目の変更

総合計画・基本計画における障がい者施策の体系



障がい者計画における基本方針項目の変更



(2) 施策内容の変更

基本方針項目の見直しを踏まえ、個別施策の内容等についても見直しを行い、具体的な施策の方向性を以下のように整理しました。

現計画における施策の内容	見直しによる施策の内容
1 障がいのある人に対する理解と交流の促進 (1) 啓発活動の充実 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流の場及び交流機会の拡大 (4) ボランティアの育成及び活動の支援	1 障害に対する理解と権利擁護 (1) 障害の理解に向けた啓発活動 (2) 障害を理由とする差別の解消 (3) 権利擁護の推進 (4) 交流活動の充実
2 障がい予防、障がいの早期発見と早期対応 (1) 心とからだの健康づくり (2) 障がいの予防、障がいの早期発見と早期対応 (3) 適切な医療受診への支援	2 保健、医療サービスの充実 (1) 障害の早期発見、対応及び発達支援の充実 (2) 医療受診に対する支援
3 障がいのある児童・生徒の保育、教育の充実 (1) 障がいのある児童に対する保育の充実 (2) 障がいのある児童生徒に対する教育の充実 (3) 保育、教育基盤の整備	3 自立生活支援の充実 (1) 相談支援体制の充実 (2) 情報・コミュニケーション支援の充実 (3) 自立生活を支援するサービスの充実 (4) 福祉人材の育成・確保
4 居住環境の充実 (1) 障がいに配慮した住宅環境整備および入居支援 (2) 障害に配慮した公営住宅の整備	4 生活環境の整備 (1) 生活環境のバリアフリー化 (2) 移動・交通手段の充実 (3) 障害に配慮した住宅環境整備および入居支援
5 雇用・就労の支援 (1) 一般就労に向けての継続的支援 (2) 雇用環境の整備促進 (3) 福祉的就労支援	5 雇用・就労支援の充実 (1) 雇用、就労支援の充実 (2) 就労機会の拡充及び雇用環境の充実
6 スポーツ、文化、レクリエーション活動の充実 (1) 活動のための施設、設備の整備 (2) 障がいのある人の参加促進	6 教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実 (1) 療育支援の充実 (2) 障がい児保育の充実 (3) 学校教育の充実 (4) スポーツ、文化・芸術活動等の充実
7 福祉サービス等基盤整備の充実 (1) 自立支援協議会 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 相談体制及び情報提供体制の充実 (4) 地域福祉ネットワークの構築	7 安全・安心のある地域づくり (1) 地域福祉活動の推進 (2) 防災、防犯対策の充実
8 すべての人にやさしいまちづくりの推進 (1) 生活環境基盤の整備 (2) 防災、防犯対策の充実	

(3) 推進施策の方針

1) 障害に対する理解と権利擁護

障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し認め合い、お互いに支え合う共生社会のなかで安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。

障害に対する理解を促す啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、多様な交流活動を推進し、障害を理由として差別することがない環境をつくります。また、障がいのある町民に対する虐待等の防止を含めた権利擁護を進めていきます。

2) 保健、医療サービスの充実

こころとからだの健康づくりを推進するとともに、適切な医療サービスや発達支援を身近な地域で受けることができる環境づくりが必要です。

障害を早期に発見し、個々の状況に応じた適切な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。

3) 自立生活支援の充実

自分らしい生き方を実現できるように、個々の状況に応じ福祉サービスを自ら選択し利用できる環境づくりが必要です。

質を高めた日常生活や社会生活を営むことができるように、相談支援体制の充実、福祉サービス提供基盤の整備促進やボランティア活動、福祉人材の育成・確保など、障がいのある町民を地域で支える環境づくりに取り組みます。

4) 生活環境の整備

すべての町民にやさしく、利便性の高いまちづくりが必要です。ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化を進めるとともに、安心して暮らすための住環境や住宅確保に向けた支援の充実を図るなど、地域生活への移行を促進します。

5) 雇用・就労支援の充実

障がいの特性や個々の能力に応じて働くことや経済的負担の軽減等によって自立することを促す環境づくりが必要です。

継続的な就労支援と障害等に配慮した雇用・就業環境の整備を促すとともに、経済負担の軽減を図る各種支援制度の利活用を促します。

6) 教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

スポーツ、文化・芸術活動を通して生活の質を高め、生きがいを高めることや年齢、能力、特性に応じて学び成長する環境づくりが必要です。

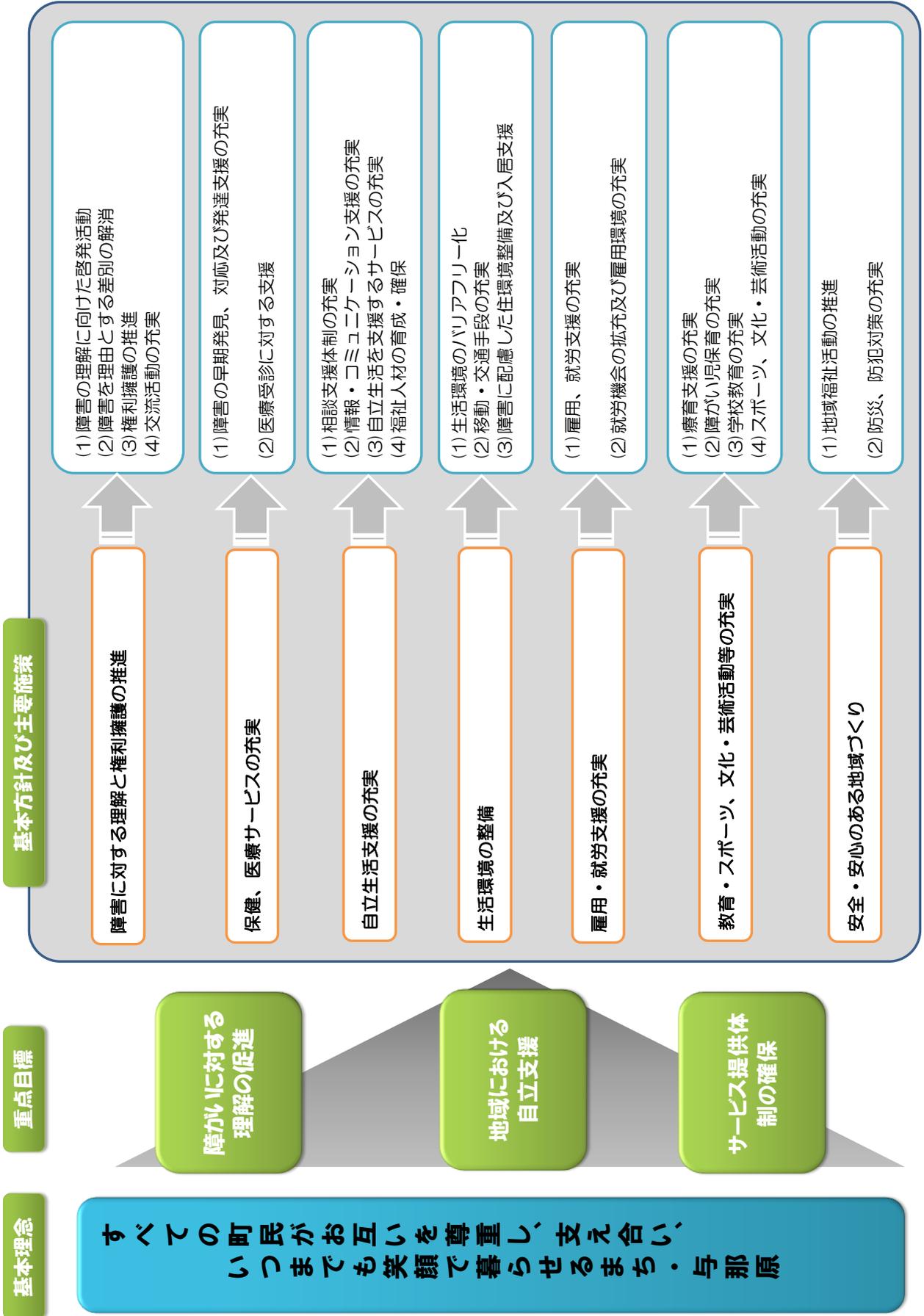
一人ひとりのニーズに応じた十分な保育・教育機会を提供するとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通して多様な社会参加を実現する環境づくりに取り組みます。

7) 安全・安心のある地域づくり

安全と安心感に支えられ、快適に暮らしていくためのセイフティネットの充実を図る必要があります。

台風、津波などの自然災害における減災や消費者トラブルを未然に防ぐ防犯対策等の充実に努め、安全・安心のある地域づくりを進めます。

4 施策の体系

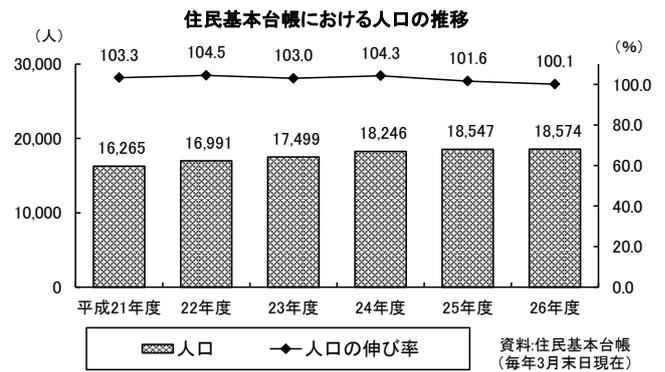
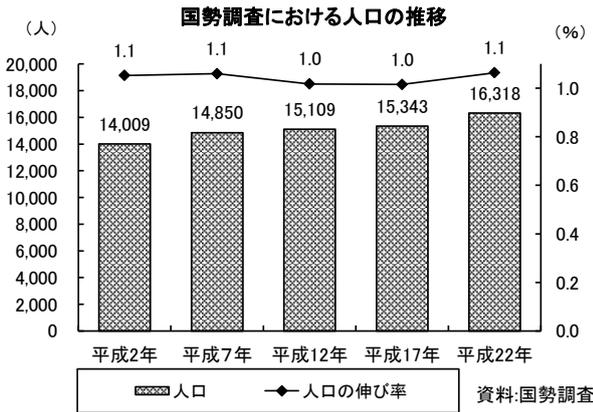


第3章 障がい者を取り巻く状況

1 人口等の推移

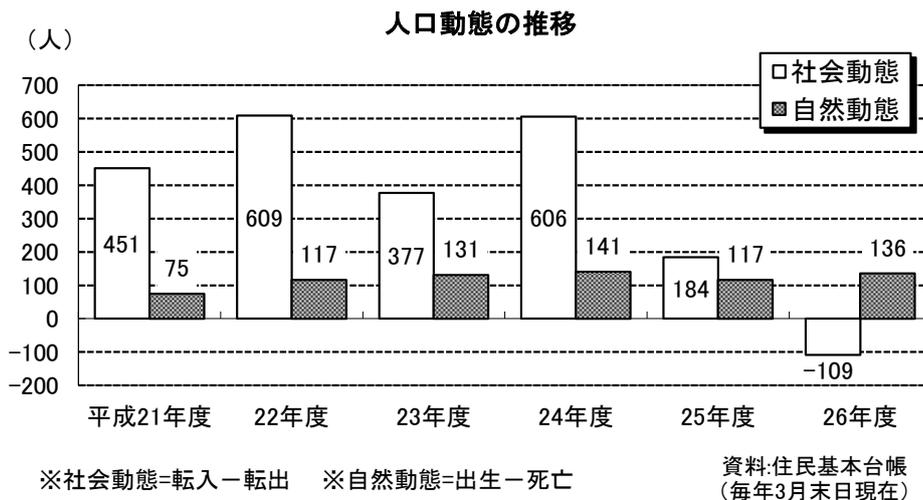
(1) 総人口の推移

平成22年国勢調査における本町の総人口は、16,318人と増加傾向で推移しています。また、平成26年度の住民基本台帳における総人口は18,574人と増加傾向で推移していますが、対前年度伸び率は鈍化しています。



人口の増加要因を人口動態で見ると、近年増加する出生数に支えられた自然増と東浜地域への流入の増加によって人口が増加傾向にあります。

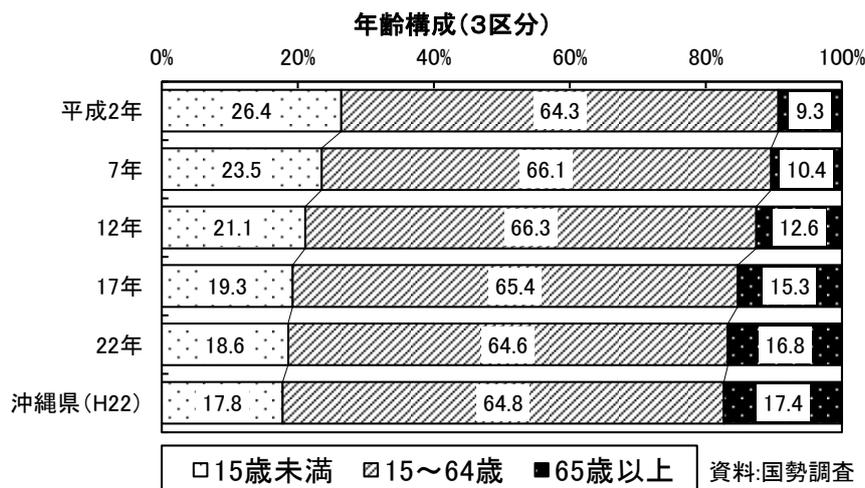
しかし平成26年度は、平成25年度に比べ自然動態が増加する一方で、社会動態が減少に転じたことで総人口の増加が鈍化する要因となっています。



(2) 年齢構成

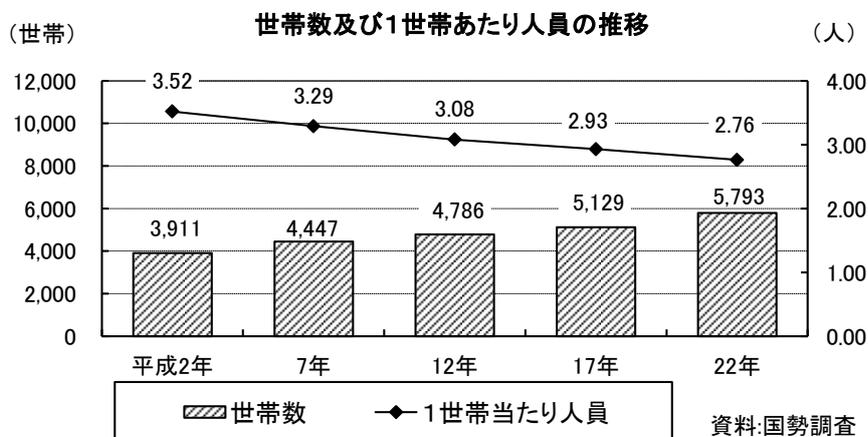
平成 22 年国勢調査における年齢 3 区分の構成をみると、15 歳未満の年少人口割合が 18.6%、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口割合が 64.6%、65 歳以上の老年人口割合が 16.8%となっています。

沖縄県平均に比べ年少人口が 0.8 ポイント高く、老年人口で 0.6 ポイント低い状況にありますが、年齢構成の経年的な推移をみると、年少人口割合が減少する一方、老年人口割合は増加傾向で推移しており、本町においても少子高齢社会が進行しています。



(3) 世帯の状況

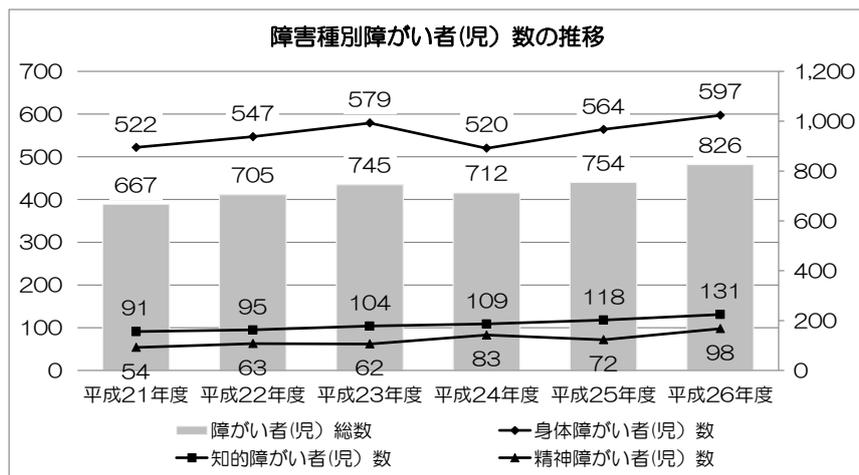
平成 22 年国勢調査における世帯数は、経年増加傾向で推移し平成 2 年の約 1.5 倍となる 5,793 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの平均世帯人員は 2.76 人となり、経年減少傾向で推移しています。



2 障がいのある市民の状況

(1) 障害手帳所持者数の推移

平成 26 年度の障害者手帳所持者数は、与那原町総人口 18,574 人(住民基本台帳)の 4.4% となる 826 人となり増加傾向で推移し、特に平成 25 年度から平成 26 年度にかけ大きく増加しています。障害種別にみると、身体障がい者(児)が全体の 72.3%を占める 597 人で最も多くなっています。次いで知的障がい者(児)の 131 人(15.9%)、精神障がい者(児)の 98 人(11.9%)となっており、3 障害ともに増加で推移しています。



障がい者数の推移(障害者手帳所持者)

単位：人、%

	平成21年度 (H22.3.31)		平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)		平成24年度 (H25.3.31)		平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)	
	人数	%										
障がい者総数	667	100.0%	705	100.0%	745	100.0%	712	100.0%	754	100.0%	826	100.0%
身体障がい者(児)数	522	78.3%	547	77.6%	579	77.7%	520	73.0%	564	74.8%	597	72.3%
知的障がい者(児)数	91	13.6%	95	13.5%	104	14.0%	109	15.3%	118	15.6%	131	15.9%
精神障がい者(児)数	54	8.1%	63	8.9%	62	8.3%	83	11.7%	72	9.5%	98	11.9%
与那原町総人口	16,265		16,991		17,499		18,246		18,547		18,574	
障がい者(児)総数の割合	4.1%		4.1%		4.3%		3.9%		4.1%		4.4%	
身体障がい者(児)数の割合	3.2%		3.2%		3.3%		2.8%		3.0%		3.2%	
知的障がい者(児)数の割合	0.6%		0.6%		0.6%		0.6%		0.6%		0.7%	
精神障がい者(児)数の割合	0.3%		0.4%		0.4%		0.5%		0.4%		0.5%	

資料：福祉課

次に、平成 26 年度の障がい者数(18 歳以上)は障がい者総数の 94.3%を占める 779 人、障がい児(18 歳以下、精神障がい者は 20 歳未満)数は 47 人(5.7%)となっています。

障害種別でみると、身体障害では障がい者が 97.8%、障がい児が 2.2%、知的障害では、障がい者が 75.6%、障がい児が 24.4%、精神障害では障がい者が 98.0%、障がい児が 2.0%となっています。

障がい者、児別の推移(障害者手帳所持者)

単位：人、%

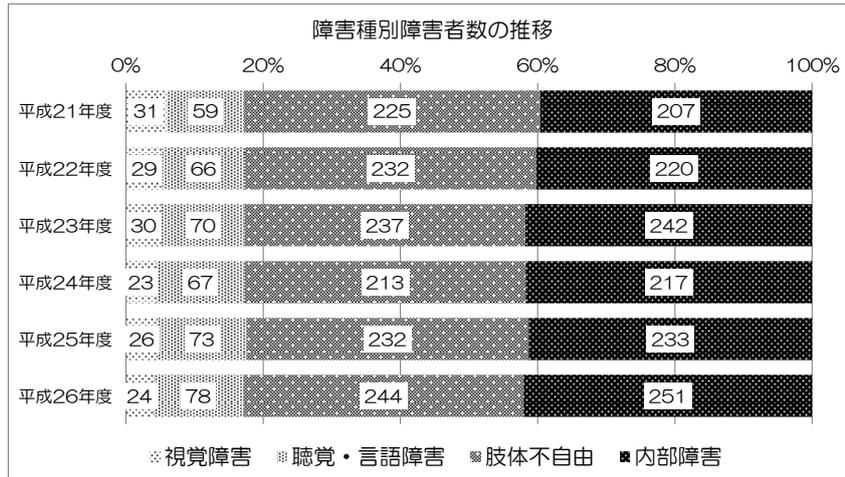
		平成21年度 (H22.3.31)		平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)		平成24年度 (H25.3.31)		平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)	
		人数	%										
合計	総数	667	100.0%	705	100.0%	744	100.0%	712	100.0%	754	100.0%	826	100.0%
	障がい児	34	5.1%	28	4.0%	41	5.5%	39	5.5%	50	6.6%	47	5.7%
身体障がい者	障がい者	633	94.9%	677	96.0%	704	94.6%	675	94.8%	704	93.4%	779	94.3%
	総数	522	100.0%	547	100.0%	578	100.0%	520	100.0%	564	100.0%	597	100.0%
	18歳未満	10	1.9%	13	2.4%	15	2.6%	12	2.3%	14	2.5%	13	2.2%
知的障がい者	18歳以上	512	98.1%	534	97.6%	564	97.6%	508	97.7%	550	97.5%	584	97.8%
	総数	91	100.0%	95	100.0%	104	100.0%	109	100.0%	118	100.0%	131	100.0%
	18歳未満	23	25.3%	15	15.8%	25	24.0%	27	24.8%	34	28.8%	32	24.4%
精神障がい者	18歳以上	68	74.7%	80	84.2%	79	76.0%	82	75.2%	84	71.2%	99	75.6%
	総数	54	100.0%	63	100.0%	62	100.0%	83	100.0%	72	100.0%	98	100.0%
	20歳未満	1	1.9%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	2	2.8%	2	2.0%
精神障がい者	20歳以上	53	98.1%	63	100.0%	61	98.4%	85	102.4%	70	97.2%	96	98.0%

資料：福祉課

(2) 身体障がい者の障害種別の推移

平成 26 年度における身体障害種別でみると「内部障害」が身体障害者総数（597 人）の 42.0%を占める 251 人で最も多くなっています。次いで「肢体不自由」が 244 人（40.9%、「聴覚・言語障害」の 78 人（13.1%）、「視覚障害」の 24 人（4.0%）となっています。

経年的な推移をみると、平成 23 年度まで「肢体不自由」が総数の 41.8%と最も多い状況にありましたが平成 24 年度以降は「内部障害」の割合が最も高くなっています。一方、「視覚障害」の割合は経年減少傾向にあります。



身体障がい者の障がい種類別推移

単位：人、%

	平成21年度 (H22.3.31)		平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)		平成24年度 (H25.3.31)		平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)	
	人数	%										
総数	522	100.0%	547	100.0%	579	100.0%	520	100.0%	564	100.0%	597	100.0%
視覚障害	31	5.9%	29	5.3%	30	5.2%	23	4.4%	26	4.6%	24	4.0%
聴覚・言語障害	59	11.3%	66	12.1%	70	12.1%	67	12.9%	73	12.9%	78	13.1%
肢体不自由	225	43.1%	232	42.4%	237	40.9%	213	41.0%	232	41.1%	244	40.9%
内部障害	207	39.7%	220	40.2%	242	41.8%	217	41.7%	233	41.3%	251	42.0%

資料：福祉課

(3) 障害種別等級別の推移

1) 身体障がい者の等級別の推移

身体障害者の等級をみると、「1 級」が身体障害者総数(597 人)の 30.2%を占める 180 人で最も多くなっています。次いで「3 級」の 131 人（21.9%）、「4 級」の 117 人（19.6%）、「2 級」の 93 人（15.6%）、「6 級」の 50 人（8.4%）、「5 級」の 26 人（4.4%）となっています。

身体障がい者の等級別の推移

単位：人、%

	平成21年度 (H22.3.31)		平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)		平成24年度 (H25.3.31)		平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)	
	人数	%										
合計	522	100.0%	547	100.0%	579	100.0%	520	100.0%	564	100.0%	597	100.0%
1 級	174	33.3%	171	31.3%	179	30.9%	154	29.6%	164	29.1%	180	30.2%
2 級	98	18.8%	101	18.5%	104	18.0%	92	17.7%	92	16.3%	93	15.6%
3 級	105	20.1%	114	20.8%	126	21.8%	110	21.2%	118	20.9%	131	21.9%
4 級	84	16.1%	93	17.0%	98	16.9%	93	17.9%	107	19.0%	117	19.6%
5 級	26	5.0%	31	5.7%	30	5.2%	27	5.2%	30	5.3%	26	4.4%
6 級	35	6.7%	37	6.8%	42	7.3%	44	8.5%	53	9.4%	50	8.4%

資料：福祉課

2) 知的障がい者の等級別の推移

知的障がい者の等級をみると、「軽度（B2）」が知的障害者総数（131人）の46.6%を占める61人で最も多くなっています。次いで「中度（B1）」の45人（34.4%）、「重度（A2）」の20人（15.3%）、「最重度（A1）」の5人（3.8%）となっています。

知的障がい者の等級別の推移

単位：人、%

	平成21年度 (H22.3.31)		平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)		平成24年度 (H25.3.31)		平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)	
	人数	%										
合計	91	100.0%	95	100.0%	104	100.0%	109	100.0%	118	100.0%	131	100.0%
最重度（A1）	5	5.5%	2	2.1%	5	4.8%	4	3.7%	5	4.2%	5	3.8%
重度（A2）	16	17.6%	19	20.0%	16	15.4%	15	13.8%	15	12.7%	20	15.3%
中度（B1）	34	37.4%	33	34.7%	32	30.8%	35	32.1%	41	34.7%	45	34.4%
軽度（B2）	36	39.6%	41	43.2%	51	49.0%	55	50.5%	57	48.3%	61	46.6%

資料：福祉課

3) 精神障がい者の等級別推移

精神障がい者の等級をみると、「2級」が精神障がい者総数（98人）の57.1%を占める56人で最も多くなっています。次いで「1級」の26人（26.5%）、「3級」の16人（16.3%）となっています。

精神障がい者の等級別の推移

単位：人、%

	平成21年度 (H22.3.31)		平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)		平成24年度 (H25.3.31)		平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)	
	人数	%										
合計	54	100.0%	63	100.0%	62	100.0%	83	100.0%	72	100.0%	98	100.0%
1級	15	27.8%	15	23.8%	22	35.5%	20	24.1%	22	30.6%	26	26.5%
2級	30	55.6%	39	61.9%	30	48.4%	56	67.5%	37	51.4%	56	57.1%
3級	9	16.7%	9	14.3%	10	16.1%	7	8.4%	13	18.1%	16	16.3%

資料：障がい福祉課

3 障がい福祉サービスの実施状況

平成 26 年度において、利用者数の計画目標を大きく上回るサービスは「児童発達支援」で 280%となっています。次いで「放課後等デイサービス」、「短期入所」が同率の 150%、「就労継続支援（A型）」の 120%等と続いています。

障がい福祉サービスの実施状況

サービス種別	活動指標	第3期計画目標			第3期計画実績			第3期計画達成率		
		H24年度 (目標)	H25年度 (目標)	H26年度 (目標)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込)	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護（乗降介助除く）	利用者数	34	40	48	32	31	34	94%	78%	71%
	利用量	680	800	960	679.25	617	676	100%	77%	70%
重度訪問介護	利用者数	1	1	1	1	1	1	100%	100%	100%
	利用量	522	522	522	523	523	523	100%	100%	100%
行動援護	利用者数	3	4	5	2	2	2	67%	50%	40%
	利用量	57	76	95	25	39.5	52	44%	52%	55%
同行援護	利用者数	2	3	4	2	2	2	100%	67%	50%
	利用量	30	45	60	23	41	61.5	77%	91%	103%
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%
	利用量	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%
生活介護	利用者数	34	41	49	34	35	34	100%	85%	69%
	利用量	680	820	980	700	715	680	103%	87%	69%
自立訓練（機能訓練）	利用者数	3	4	5	0	0	1	0%	0%	20%
	利用量	42	56	70	0	0	16	0%	0%	23%
自立訓練（生活訓練）	利用者数	5	6	7	0	2	3	0%	33%	43%
	利用量	80	96	112	0	32	48	0%	33%	43%
就労移行支援	利用者数	12	13	15	5	7	8	42%	54%	53%
	利用量	240	260	300	72	141	160	30%	54%	53%
就労継続支援（A型）	利用者数	4	5	5	4	5	6	100%	100%	120%
	利用量	60	75	75	65	85	102	108%	113%	136%
就労継続支援（B型）	利用者数	33	36	40	42	45	47	127%	125%	118%
	利用量	594	648	720	776	804	846	131%	124%	118%
短期入所	利用者数	2	2	2	1	2	3	50%	100%	150%
	利用量	28	28	28	30	8	12	107%	29%	43%
療養介護【人分】	利用者数	5	5	5	5	5	5	100%	100%	100%
共同生活援助（GH）【人分】	利用者数	15	16	17	14	14	20	93%	88%	118%
共同生活介護（CH）【人分】	利用者数	3	4	4	3	4	4	100%	100%	100%
施設入所支援【人分】	利用者数	28	27	26	26	26	26	93%	96%	100%
計画相談支援【人分】	利用者数	1	6	16	0	8	19	0%	133%	119%
地域移行支援【人分】	利用者数	3	2	3	0	0	2	0%	0%	67%
地域定着支援【人分】	利用者数	2	1	2	0	0	1	0%	0%	50%
児童発達支援	利用者数	3	4	5	6	10	14	200%	250%	280%
	利用量	69	92	115	45	111	137	65%	121%	119%
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	2	2	2	0%	0%	0%
	利用量	0	0	0	27	23	24	0%	0%	0%
放課後等デイサービス	利用者数	12	13	14	13	17	21	108%	131%	150%
	利用量	276	299	322	177	230	284	64%	77%	88%
保育所等訪問支援	利用者数	1	1	1	0	0	0	0%	0%	0%
	利用量	2	2	2	0	0	0	0%	0%	0%
障害児相談支援【人分】	利用者数				0	2	5	-	-	-

4 地域生活支援事業の実施状況

平成 26 年度における地域生活支援事業の実施状況をみると、必須事業である相談支援事業、住宅入居等支援事業等の実施箇所数の実績を出しています。

日常生活用具給付事業においては、目標を下回る用具等がありますが申請に対しては全て対応している状況です。

事業名		第3期計画目標			第3期計画実績			第3期計画達成率		
		H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度
		(目標)	(目標)	(目標)	(実績)	(実績)	(見込)			
(1) 相談支援事業		3	3	3	3	3	3	100%	100%	100%
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	3	3	3	3	3	3	100%	100%	100%
② 住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	1	0%	0%	-
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	1	0%	0%	-
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	1	0%	0%	-
(3) 意思疎通支援事業		2	3	3	1	2	3	50%	67%	100%
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数	2	3	3	1	2	3	50%	67%	100%
② 手話通訳者設置事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0	-	-	-
(4) 日常生活用具給付等事業		278	302	326	208	232	250	75%	77%	77%
① 介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	1	1	1	5	0	5	500%	0%	500%
② 自立生活支援用具	実利用見込み者数	5	5	5	2	1	4	40%	20%	80%
③ 在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	4	4	4	3	2	4	75%	50%	100%
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	3	3	3	2	5	5	67%	167%	167%
⑤ 排泄管理支援用具	実利用見込み者数	264	288	312	194	224	230	73%	78%	74%
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用見込み者数	1	1	1	2	0	2	200%	0%	200%
(5) 手話奉仕員養成研修事業	実利用見込み者数	/	/	/	0	0	15	-	-	-
(6) 移動支援事業	実利用見込み者数	9	10	10	12	16	17	133%	160%	170%
(7) 地域活動支援センター	実施見込み箇所数	2	2	2	2	2	2	100%	100%	100%
	実利用見込み者数	13	13	13	49	31	31	377%	238%	238%
(上記の他実施する事業)										
日中一時支援事業	実施見込み箇所数	3	3	3	2	3	4	67%	100%	133%
	実利用見込み者数	3	3	3	2	7	8	67%	233%	267%
生活サポート事業	実施見込み箇所数	1	1	1	/	/	/	0%	0%	0%
	実利用見込み者数	1	1	1	/	/	/	0%	0%	0%

第4章 主要施策の推進方針

基本施策1：障害に対する理解と権利擁護の推進

(1) 障害の理解に向けた啓発活動の推進

【現状と課題】

- ・アンケート調査で、地域や住民の障がい者に対する理解が深まってきたとする割合は、23.9%となっています。
- ・障がい者理解に対する啓発活動は、交流センター「ひざし」を活用した交流活動を実施していますが、十分とは言えない状況にあります。
- ・夏休み等を利用し、障害に対する理解を深める体験講座の実施や総合的な学習の時間を活用した当事者の講話などを実施しています。

《基本方針》

障害に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を払拭していくための啓発活動や福祉教育の充実に努めます。

また、交流センター「ひざし」や多様な交流機会を活用したふれあい活動によって、お互いを理解し、支え合いの意識を深める活動に取り組みます。

1) 啓発活動の充実

交流センター「ひざし」における活動や「福祉まつり」、「障害者週間」等の行事等を活用し、障害や障がいのある町民に対する正しい理解、認識を深めるための啓発活動を継続的に実施します。

2) 福祉教育の推進

保育所（園）、幼稚園、学校、生涯学習機関等と連携しライフステージに応じ、「やさしさ」、「思いやり」のこころを育むための継続した福祉教育を推進します。

① 学校教育

児童生徒の発達段階を考慮し、体験学習やふれあい交流活動等を通して福祉意識を高めることができるように、継続的で一貫した福祉教育に取り組みます。

② 生涯学習

各種関係団体、サービス提供事業者、当事者及び支援者等と連携し、障害福祉にかかわる内容の講演会や研修会等を開催するなど、障害や障がい者を理解するための機会の充実に努めます。

■基本施策1：障がいに対する理解と権利擁護の推進に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)啓発活動の推進		
人権講演会を活用した障がいに対する講演会	障がいに関する講演会をとおり、児童生徒の障がいに対する理解を深めます。	学校教育課
小中学生福祉体験	総合的な学習の時間等を利用し、児童生徒へ障がいに対する理解を促します。	学校教育課 社協
教諭向け福祉教育研修会（階層別）	初任者・10年経験者・ボランティア担当の教職員を対象に障がいに対する理解を深めます。	学校教育課 社協
町広報誌等による啓発活動	町広報誌やホームページ等を活用し、ひざし等の障がい者の活動について周知します。	福祉課
福祉まつり	講演会や障がい者事業所等パネル展示、物品販売等を通し町民への理解、認識を深めます。	福祉課
ひざし利用者の作品展示	障がい者週間中に役場ロビーにおいて、ひざし利用者の作品展示を行います。	福祉課
ボランティア活動協力校事業	擬似体験等をとおり障がいに対する理解を深めます。	社協
ボランティアスクール	夏休みを利用し小中学生対象に障がいへの理解と交流を図ります。	社協

基本施策1：障害に対する理解と権利擁護の推進

(2) 障害を理由とする差別の禁止

【現状と課題】

- アンケート調査で、「差別やいやな思いをしたことがある」とする回答割合は、39.5%となっており、嫌な思いをした場所の上位は「外出先（49.7%）」、「学校職場（32.9%）」、「病院などの医療機関（23.2%）」が上位としてあげられています。

《基本方針》

どのような場所や場面においても、障害を理由とした差別や権利の侵害を禁止することを具現化するため「障害者差別解消法」が制定されました。

障がいのある町民の人格を尊重するとともに、どのような場面においても障がいを理由として差別することがないように関係機関等と連携し、差別解消に向けた施策を積極的に推進します。

■基本施策1：障がいに対する理解と権利擁護の推進に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2) 障がいを理由とする差別の禁止		
町役場来庁者に対する必要な措置	メガネや車椅子、筆談等に必要な備品及びバリアフリー等の環境整備、またプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。更に職員の理解促進と意識改革による障がい者への配慮を行います。	総務課
合理的配慮の推進	町主催の会議や講演会においての手話奉仕員等の派遣や、点字パンフレットの作成、窓口での読み上げ等の必要な対策を行います。	福祉課
障がいを理由とする差別等の禁止	町民の障がいに対する関心と理解を深める広報等、障がいのある町民の権利擁護をするための多様な支援施策を積極的に推進します。	福祉課

基本施策1：障害に対する理解と権利擁護の推進

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- アンケート調査で、障がいのある町民の権利を擁護する成年後見制度の認知度は「名前も内容も知らない」が47.1%で最も多く、内容や名称を具体的に知らないとする合計割合は61.0%となっています。
- 選挙の投票など、権利の行使を行うための配慮が不足しており、人権尊重と公平な社会参加等の観点から課題となっています。

《基本方針》

障害や障がいのある町民に対する理解を深め、一人ひとりの人権を尊重し、相互に支え合い住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

また、成年後見制度の利用に関わる支援や虐待防止対策の充実を図るなど障がいのある町民の権利の擁護を推進する体制の充実を図ります。

1) 啓発活動の推進

「沖縄県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障がいのある町民の権利を擁護するための普及啓発活動や多様な支援施策を積極的に推進します。

2) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の充実

関係機関と連携し、日常生活や社会生活等のあらゆる場面で、不利益を受けることがないように成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知と利用に対する支援を行います。

3) 障がいのある町民の虐待防止対策

与那原町自立支援協議会や関係機関等との連携により、障がいのある町民の虐待防止対策の充実に努めます。

4) 権利の行使に対する配慮（選挙等に対する配慮）

移動が困難な町民に配慮した投票所の整備や障がいの特性に応じて、円滑に投票できる環境整備や情報提供等のあり方について必要な支援を行います。

■基本施策1：障がいに対する理解と権利擁護の推進に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(3) 権利擁護の推進		
権利の行使に対する配慮(選挙等に対する配慮) 投票所のバリアフリー化の促進	移動が困難な町民へ配慮した環境（投票所）の整備や、障がいの特性に応じて円滑に権利行使できる措置を講じます。	総務課
障がい者緊急一時保護事業	関係機関と協力の上、被虐待障がい者及び養護者等へ適切な支援を図ります。	福祉課
町広報誌等による周知	町広報誌やホームページ、パンフレット等を活用し、事業の周知を図り、利用を促進します。	福祉課
成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障がい者の権利等を守るため、成年後見制度の周知や利用の促進を図ります。	福祉課
日常生活自立支援事業への協力	判断能力が不十分な町民が地域において自立した生活が送れるよう、基幹社協（那覇市社協）への利用窓口として協力します。	社協

基本施策1：障害に対する理解と権利擁護の推進

(4) 交流活動の充実

【現状と課題】

- 交流センター「ひざし」を活用した交流事業を実施し、町の広報誌等でPRを行っていますが、一部の利用者限定された活動となるなど交流機会の拡充や町民参加型のふれあい活動の充実が課題となっています。
- 交流イベント等を継続して実施し、身近なところで障がいのある町民が気軽に集り、地域の住民と触れ合える場所の確保が課題となっています。
- アンケート調査で、「地域活動へ参加している」の割合は19.8%程度となっており、地域活動へ参加するための機会の拡充やその条件整備が課題となっています。
- ふれあいクリスマス、ふれあい餅つき等を通じた障がい児（者）の交流等を民生委員児童委員等と連携して実施しています。
- 子育てふれあい運動会、子育て支援センターひだまり、子育て支援センターすまいる、あかぎ・うみかじ児童館、親子通園おひさま、公立保育所の園庭開放等を活用した交流活動を行っています。

《基本方針》

すべての町民が気軽に集い、交流することができるように拠点施設である交流センター「ひざし」や、福祉まつり等の各種イベントを通じた活動など、多様な関係機関及び団体等と連携した交流機会を通して、お互いを理解し尊重することができる交流機会を広げる取り組みを進めます。

また、身近な地域において気軽に集まりユンタクや情報交換、交流活動などが行える居場所づくりを進めます。

1) 活動参加のための条件整備

多様な交流活動への参加を促進していくため、交流活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、情報提供や移動・交通手段の支援、ボランティアの育成などの条件整備を進めます。

2) 交流機会の拡大

就労支援事業所、サービス提供事業者等と連携し福祉まつり等を活用した地域交流や親子通園事業等を活用した世代間交流を推進するなど、多様な関係機関との連携による交流活動の活性化に向けた取り組みを進めます。

■基本施策1：障がいに対する理解と権利擁護の推進に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(4) 交流活動の充実		
居住地交流の実施	特別支援学校と町立小中学校児童生徒との交流を行います。	学校教育課
交流センターひざしの活用	ひざしのPRや町民との交流事業の強化を図ります。	福祉課
福祉まつり	障がい者や事業所等の活動や物品販売等を通して、町民との交流を図ります。	福祉課
ふれあいクリスマスの開催	障がい者（児）や関係団体等との世代間交流を行います。	社協
ふれあいモチつきの開催	障がい者（児）や関係団体等との世代間交流を行います。	社協

基本施策2：保健、医療サービスの充実

(1)障害の早期発見、対応及び発達支援の充実

【現状と課題】

- 各種乳幼児健診において障がいの早期発見に努めています。中でも、1歳6ヶ月児、3歳児健診や2歳児歯科検診では発達スクリーニングを行い、必要に応じ臨床心理士による発達相談を実施しています。スクリーニングされた発達が気になる子に対し、保育教育機関や医療機関等が連携した支援体制の充実が課題となっています。

《基本方針》

発達障害、難病、生活習慣に起因する疾病などを含め、障害の種類は複雑多様化してきました。疾病などを要因とする障害の発症を未然に防いでいくため、幼少期から高齢期における各種健康診査や健康相談、保健指導の充実を図ります。

また、発達が気になる子どもの保護者等ができるだけ早い時期から障害を受け入れ、適切な支援を受けるための対応ができるように、保育・教育機関や関係機関等と連携した切れ目のない発達支援体制の充実を図ります。

1)こころと体の健康づくり

生活習慣病の早期発見に向けた特定健診や保健指導の充実を図るとともに、ストレスの対処法、こころの病気等に関する情報提供、知識の普及啓発、相談支援を通じた健康づくりの充実に努めます。

2)発達支援の充実

保育教育機関および医療機関等の関係機関と連携し、専門性のある相談体制に基づき、子ども一人ひとりの状況に応じた支援施策の充実を図ります。

■基本施策2：保健、医療サービスの充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)障害の早期発見、対応及び発達支援		
乳児一般健診	受診率：95%	健康保険課
1歳6ヶ月児健診	受診率：94%	健康保険課
3歳児健診	受診率：93%	健康保険課
2歳児歯科検診	受診率：75%	健康保険課
関係機関等との連携	障がいや発達が気になる児童について、必要な支援が受けられるよう、関係課との連携を図ります。	福祉課 健康保険課 子育て支援課 学校教育課

基本施策2：保健、医療サービスの充実

(2) 医療受診に対する支援

【現状と課題】

- ・アンケート調査（在宅）で、生活するために必要な支援の第3位に「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」があげられています。
- ・アンケート調査（介護者）で、自宅や地域で暮らしていくために必要なことの第1位は「医療費の軽減、手当等の経済的援助があること」が53.8%で第1位となっています。

《基本方針》

多様な機会を通して各種医療費助成制度に対する情報提供を行い制度利用に対する周知を図るとともに、適正な給付や支給を行い医療受診に係る負担軽減を図ります。また、難病等に対する理解の促進や関係機関と連携した支援の充実に努めます。

1) 適切な医療受診に対する支援

できる限り身近な地域において、適切な医療受診や治療を受けることができるように、関係機関、地域医療機関等と連携強化に努めます。

2) 難病等に対する支援

障害者自立支援法では受給対象とならなかった、難病等については総合支援法への改正により受給対象となりました。

障害福祉サービスの利用に対する周知を図るとともに、サービス提供基盤の整備に向けた取り組みを進めます。

■基本施策2：保健、医療サービスの充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2) 医療受診への支援		
重度心身障害者（児）助成事業	重度の障がい者（身体1、2級、療育A1、A2）が、医療機関で支払った医療費（医療保険適用分）のうち、自己負担分を助成します。（他制度で補助された分は除く）	福祉課
自立支援医療等の啓発	医療機関との連携や制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	福祉課

基本施策3：自立生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 2 箇所の委託相談支援事業所に委託し相談支援を実施していますが、事業所が相談業務を兼務していることや障がい者（児）が増加したことにより、個別ニーズに対応した十分な相談支援ができていない状況です。
- アンケート調査（介護者）で、介護者に対する支援の第 1 位は「いつでも気軽に悩みごとを相談できる体制」が 58.1%で第 1 位となっています。
- 相談支援については、広報誌の活用や年 1 回相談員による事業説明などを行っていますが、十分に周知されていない状況にあります。
- 平成 26 年度から精神保健福祉士を配置し、精神障害者に対する相談支援を実施しています。
- 自立支援協議会のなかで相談部会を設置し、情報共有などを行っていますが関係機関等と連携したネットワークの形成が十分にできていない状況にあります。

〈基本方針〉

住み慣れた地域のなかで、必要な支援を受けながら生活の質を高めた日常生活や社会生活を継続していくことができるように、委託相談支援事業所や自立支援協議会の相談部会並びに関係機関等と連携し相談内容事例や情報の共有化を図るなど多様な分野に対し専門性を高めた相談支援の充実を図るため、相談支援ネットワークの形成に向けた取り組みを進めます。

1) 周知活動の充実

障害のある方々が相談支援の受け方がわからず、必要な支援を受けられない、あるいは生活課題を解決できないということがないように、利用に対する情報提供や周知活動の充実を図ります。

2) 相談支援ネットワークの充実

住み慣れた地域で気軽に相談支援を受けることができるように、身近な相談窓口に対する情報提供を行うとともに、相談内容に対し多様な関係機関の専門職が関わる質の高い相談支援機能の向上に向けたネットワークの構築に取り組みます。

3) 相談支援体制の強化

委託相談支援事業所等の活動を考慮しつつ、基幹相談支援センターの設置や相談支援コーディネーター配置の検討、自立支援協議会の相談支援部会と関係機関の連携強化を図るなど相談支援体制の強化に向けた取り組みを進めます

■基本施策3：自立生活支援の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)相談支援体制の充実		
相談支援事業	役場と委託相談支援事業所の相談員により、住宅紹介等の相談事業の強化を図ります。	福祉課
サテライト相談	交流センターひざしにおいて、障がいの種別等に応じた相談を行います。	福祉課
自立支援協議会の活性化	自立支援協議会の活性化や関係機関と適宜連携を図り、相談機能の強化を行います。	福祉課
心配ごと相談所の開設	毎週火曜日の午後1時～4時に生活上の心配ごとを関係機関等につなげます。（民生委員対応）	社協

基本施策3：自立生活支援の充実

(2) 情報・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

- ・アンケート調査で、福祉サービスに対する情報の入手先の第1位は「親戚、友人・知人」の39.4%、第2位は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の36.1%等となっています。
- ・また、障害福祉サービスを充実させるために重要な事については、「制度やサービス等に関する情報提供」が48.6%で第1位となっており、障害の特性に応じた情報提供体制の充実やコミュニケーション支援に対する取り組みが課題となっています。

《基本方針》

あらゆる場面において必要な情報を取得し利用できるように、障がいの特性を考慮した情報のバリアフリー化や多様な情報提供基盤の整備を推進します。

手話、音訳、要約筆記等を担う人材の育成・確保に努めるなどコミュニケーション支援事業の充実に努めます。

1) 多様な媒体を活用した情報提供体制

障がいのある市民の積極的な社会参加や生活の質を高めた自立生活の継続に必要な支援施策や福祉サービスの内容に対する情報をわかりやすく提供していくため、パンフレットやホームページなど多様な媒体を活用した情報提供とコミュニケーション支援の充実に努めます。

2) 情報のバリアフリー化の推進

視覚障害、聴覚障害等の障がいの特性に応じ、必要とする情報を容易に取得できるように、情報の伝達手段の充実に努めます。また、すべての市民等が容易に町ホームページを利用できるような配慮や改善を進めていきます。

3) 緊急時への対応

災害発生などの緊急時に、迅速に避難情報を得ることができるよう、障害の特性に応じた緊急通報システムの構築に向けた取り組みを進めます。

4) コミュニケーション支援に関わる人材の育成・確保

障がいのある市民のコミュニケーション支援を行うため、手話通訳者等の人材の配置や派遣体制の充実に努めるための人材育成・確保に向けた取り組みを進めます。

■基本施策3：自立生活支援の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2)情報・コミュニケーション支援の充実		
町ホームページや行政文書における 情報提供の配慮	町が情報を発信する場合には障がい者が情報を受けやすいように配慮します。	総務課 福祉課
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員養成事業を社協へ委託し奉仕員の養成、登録を促進します。	福祉課 社協

基本施策3：自立生活支援の充実

(3) 自立生活を支援するサービスの充実

【現状と課題】

- アンケート調査で、障害福祉サービスを充実させるために重要な事については「保健・医療・福祉サービスの充実（46.1%）」が第2位にあげられています。また、自宅や地域で暮らしていくために必要な事の第3位に「ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスがあること（39.8%）」があげられています。
- 地域移行の受け皿となるグループホーム設置の必要性について自立支援協議会でも話し合われていますが未設置となっています。また、地域における自立生活を支援するためのサービス提供基盤は整いつつありますが、一部提供できていないサービスがあり、提供基盤整備を促進する取り組みを進める必要があります。

《基本方針》

障がいのある市民が、自己選択と自己決定により必要な障害福祉サービスを利用することができるように、サービス利用に対する周知活動の充実を図るとともに、適切なサービスを利用し、地域生活への移行を促すことができる福祉サービス提供基盤整備の促進と質の向上に向けた取り組みを進めます。

1) 障害福祉サービスの充実

- 訪問系サービス・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- 日中活動系サービス・・・生活介護、自立訓練（機能・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型・非雇用型）、療養介護、短期入所、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- 居住系サービス・・・共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

2) 指定相談支援の充実

- 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

3) 地域生活支援事業の充実

- 相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記者派遣事業）、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、巡回支援専門員整備事業、日中一時支援事業、障害者緊急一時保護事業、自動車運転免許・改造費助成事業

■基本施策3：自立生活支援の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(3)自立生活を支援するサービスの充実		
障がい福祉サービス	訪問系サービスや、日中活動系サービス、児童発達支援等の適切な整備や関係機関との連携を図ります。	福祉課
地域生活支援事業	相談支援事業の強化や、移動支援事業や日中一時支援事業等の促進を図ると共に、その他必要な事業の実施に取り組みます。	福祉課
金銭管理支援事業	心身に障がいがある方等で、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度等の活用が困難である方に対し、他の社会資源の活用が可能となるまでの期間、金銭管理の支援を行います。	社協

基本施策3：自立生活支援の充実

(4) 福祉人材の育成・確保

【現状と課題】

- ・ボランティア人材の育成・確保については関係課と連携し推進すべきですが、推進主体が明確でないため事業として実施できていない状況にあります。
- ・ボランティアバンクの登録会員数が伸びない状況にあり、ボランティア活動に対する情報提供やなり手と受け手をつなぐコーディネート機能の強化が課題となっています。
- ・身体障害者協会等における役員のなり手不足やリーダー研修への参加が固定的であるなど、関係団体や組織活動を担う人材の育成・確保が大きな課題となっています。

《基本方針》

ボランティアセンターと連携し、効率的な活動を推進する取り組みを進めるとともに、ボランティア人材を育成し活用する仕組みづくりに取り組みます。

また、障がいの特性に応じた生活課題への対応、適切な支援による自立生活の継続や地域移行を促進するため、専門職の配置に向けた取り組みを進めます。

■基本施策3：自立生活支援の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(4) 福祉人材の育成・確保		
専門職の配置	障がいの自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の確保に努めます。	福祉課
ボランティアの確保	関係機関・団体等との連携並びにアウトリーチによるニーズ把握に努め、コーディネート機能を強化するとともにボランティア活動に関する情報提供を図り、ボランティアの確保に努めます。	社協

基本施策4：生活環境の整備

(1)生活環境のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

- 道路や住環境の整備は、主管課の意見聴取や条例に則り障がいのある町民が利用しやすいまちづくりを進めています。
- アンケート調査（施設入所者）で、外出時に困ることの第1位は「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーター等）（20.8%）」となっています。また、在宅アンケートにおいては「外出先の建物の設備が不便（13.1%）」となっています。
- アンケート調査（一般町民）で、本町の住みにくい理由は「利用しやすい公共施設や交通機関の整備ができていない」、「交通機関が利用しにくい」が同率の76.5%で第1位となっています。

《基本方針》

安全で利便性の高い日常生活や社会活動に積極的に参加することができるように、道路、歩道、不特定多数の町民が利用する建築物や居住環境の整備については、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。

■基本施策4：生活環境の整備に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)生活環境のバリアフリー化の推進		
公園や施設等のバリアフリー化の推進	整備事業については、積極的に取り組みを行います。	まちづくり課
日常生活用具給付等事業	住宅改修費や自立生活用具等の周知、利用促進を図ります。又、65歳以上の障がい者については、介護保険の住宅改修費等の利用促進を図ります。	福祉課
町役場来庁者に対する必要な措置	庁舎のバリアフリー化の環境整備に取り組みます。	総務課
わかりやすい表示の推進	施設や誘導避難路等の案内にわかりやすい表示を行います。	全課 社協

基本施策4：生活環境の整備

(2) 移動・交通手段の充実

【現状と課題】

- アンケート調査（在宅）で、「外出の際に介助が必要」の割合は39.7%となっています。また、外出の際に困ることについては「バスやタクシーの乗り降りが困難（16.3%）」、「公共交通機関が少ない（ない）」等があげられています。
- アンケート調査（一般町民）で、本町の住みにくい理由は「利用しやすい公共施設や交通機関の整備ができていない」、「交通機関が利用しにくい」が同率の76.5%で第1位となっています。（再掲）
- 移動が困難な町民の支援制度である「障害者運転免許取得費助成」、「障害者自動車改造費助成」を実施します。

《基本方針》

障がいのある町民の活動範囲を広げ積極的な社会参加を促していくため、多様な移動交通手段のバリアフリー化を促進します。また、地域支援事業に基づき、多様な外出支援や移動手段を確保するための施策の充実を図ります。

■基本施策4：生活環境の整備に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2) 移動・交通手段の充実		
移動支援事業	障がい者の日常生活及び社会参加の便宜を図るために、今後も移動における必要な支援を行います。	福祉課
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	障がい者の日常生活及び社会参加の便宜を図るために、利用促進を図ります。	福祉課
車いすの無償貸与	経済的に車いす購入が困難な方に無償貸与します。（原則1カ月。但し、期間延長可能）	社協
車いす対応リフト車の貸与	冠婚葬祭や病院受診等の際に車いす対応のリフト車を無償貸与します。（宿泊を伴うものは不可）	社協
生活福祉資金（福祉資金福祉費）	障害者用自動車の購入に必要な経費を貸付けます。（250万円以内）	社協

基本施策4：生活環境の整備

(3) 障害に配慮した住環境の整備及び入居支援

【現状と課題】

- ・アンケート調査（在宅）で、今後の生活意向は「今のまま生活したい」が57.9%で最も多くなっています。
- ・障がいのある町民の地域生活への移行を促進する観点から、委託相談支援事業と直営の相談員による住宅相談・紹介を実施しています。

《基本方針》

住み慣れた地域での自立生活の継続や地域生活の定着等を支援していくため、民間住宅等に対する入居支援、事業所等と連携したグループホーム等の整備を促進するなど障害に配慮した居住環境の整備を進めます。

1) 住環境のバリアフリー化

ユニバーサルデザインの視点に基づく住宅等のバリアフリー化を促進します。また、町営住宅等においては、引き続き障がいに配慮した整備を進めます。

2) 住宅の確保と入居支援

民間住宅等への入居支援やグループホーム等の促進、町営住宅における入居優遇措置などによる住宅確保対策を進めます。

■基本施策4：生活環境の整備に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(3) 障がいに配慮した住環境の整備及び入居支援		
町営団地入居支援	入居時の申し込みで優遇処置を行います。	まちづくり課
相談支援事業	役場と委託相談支援事業所の相談員により、住宅紹介等の相談・紹介の強化を図ります。	福祉課
グループホームの整備	町内にグループホーム設置を希望する事業所へ助言・指導を行います。	福祉課

基本施策5：雇用・就労支援の充実

(1)雇用・就労支援の充実

【現状と課題】

- ・与那原町地域雇用連携推進会議等において障がいのある町民の働き方、雇用先の開拓等への取り組みを進めています。

《基本方針》

就労を希望する障がいのある町民が、障がいの種類や程度等に応じて多様な働き方ができるように、関係機関や事業所、企業等と連携した就業訓練、就職から職場定着に至る支援の充実を図ります。

1)就業を希望する障害のある町民への就労支援の充実

就労を通じた社会参加等を支援する観点から、就業に対する継続的な相談に基づく就労支援体制の充実に努めます。

2)福祉的就労支援

一般就労が困難な町民が障害の程度や能力等に応じて働くことができるように、就労に必要な知識や技術の取得に向けた支援の充実に努めます。

■基本施策5：雇用・就労支援の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)雇用・就労支援の充実		
雇用の場の開拓	町内及び近隣事業所を対象とした雇用の場の開拓を行います。	企画観光課
就労移行支援 就労継続支援（A型、B型）	対象者が希望するサービスを受けられるよう、相談を行います。	福祉課

基本施策5：雇用・就労支援の充実

(2) 就労機会の拡充及び就労環境の充実

【現状と課題】

- アンケート調査で、障がいのある市民の就労支援で大切なことは、「職場の上司、同僚に障害の理解があること」が34.1%、「会社（勤め先）の障がい者理解」が（33.1%）と障害や障がい者理解が強く求められています。

《基本方針》

障害の程度や特性に応じて、働くことができる雇用の拡大や快適に働き続けることができる就労環境の形成に向けた取り組みを進めます。

1) 障がい者の雇用に対する啓発活動の推進

民間企業、雇用主等に対し障害者雇用に対する各種制度の周知や利用促進、法定雇用率の遵守に向けた啓発活動を推進します。

2) 雇用開発の推進

地域活動支援センターの活動支援や福祉的就労機会の創設等に努めるとともに、関係機関と連携した物品等の優先調達を推進、行政における雇用開発に取り組みます。

3) 快適な雇用環境の形成支援

働く意欲のある障がいのある市民が、安心して働き続けることができるように、障がいや障害者に対する理解を深める啓発活動や快適な就労環境に向けた取り組みを進めます。

■基本施策5：雇用・就労支援の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2) 就労機会の拡充及び就労環境の充実		
関係機関との連携	町商工会と連携し、障がいのある方の就労機会の拡充に向け、理解啓発を行います。	福祉課
優先発注の推進	庁舎内の物品調達を障がい者事業所等から優先して調達することを促進します。	福祉課

基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

(1)療育支援の充実

【現状と課題】

- 発達が気になる子どもの早期支援を図るため、乳幼児健診や保健指導のスクリーニングから支援に至る流れが途切れることがないように親子教室、親子通園や関係機関、専門職等と連携した支援体制の構築が課題となっています。
- 療育支援については、支援申請に十分対応できるように、適切な療育相談支援の体制づくりに取り組む必要があります。

《基本方針》

障害を早期に発見し、早期に対応することができるように、発達障害等に関する啓発活動や支援にあたる専門職の適正配置に向けた取り組みを進めます。

また、一貫した療育相談支援に基づき、個々の状況に応じた支援を十分に受けることができる支援システムづくりに取り組めます。

1)早期支援の充実

障害に対する理解を深め、早期に関わりを持つことができるように母子保健事業、子育て支援センター、保育所（園）等が連携し、発達が気になる子の保護者等の不安の解消、巡回相談から専門医や適切な支援につなぐ体制の充実に努めます。

2)切れ目ない支援の充実

発達の遅れが気になった時期から、各ライフステージにおいて適切な支援を受けることができるように、カウンセリング記録の継承等によって整合性のとれた連続性のある療育支援等を受けることができるシステムを構築します。

■基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)療育支援の充実		
教育相談事業	教育相談において、就学に関する不安や疑問に答え、情報提供等を行う。また、必要な支援を保護者と一緒に考え、円滑な就学への促進を図ります。	学校教育課
関係機関等との連携	相談や支援が引き続き対応できるよう、関係課や機関等との連携、強化を図ります。	福祉課 健康保険課 子育て支援課 学校教育課
親子通園事業	丁寧な関わりが必要な幼児に対し、親子で通園し発達知識と認識を深め、より良い関わりを支援します。	子育て支援課

基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

(2) 障がい児保育の充実

【現状と課題】

- ・障がい等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、身近な地域で専門的な医療・療育の提供や、保健、医療、福祉、教育分野の円滑な連携により、成長・発達に応じた一貫した総合的な支援が求められます。
- ・障がいのある子どもたちへの支援として、相談支援体制や障がい福祉サービスの充実、各種手当の支給のほか、母子保健と連携し、障がいの早期発見・早期療育につなげるとともに、障がいの特性に応じた教育や保育等に取り組んでいます。これまで、公立保育所のみ特別支援保育を実施していましたが、平成26年度から認可保育園での受け入れを実施しています。
- ・今後さらに関係機関の連携を強化し、専門的な支援を提供するとともに、地域社会の理解を深める取り組みを進めて行く必要があります。

《基本方針》

保健、福祉、医療、教育分野における関係機関の連携強化と情報共有の仕組みづくりを推進するとともに、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。

また、関係機関との連携を深めながら、年齢や障がいの状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

1) 関係機関との連携による子育て支援

発達相談員、保健師、心理士等の専門職が、教育・保育施設等を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障がいの子どもの応じた対応方法について助言を行う事で、教育・保育施設における支援体制を整えます。

2) 保育機会の均等を前提とした受け入れ体制の充実

幼稚園や保育所において、障がいのある子どもの受け入れを拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

3) 保育士の資質の向上、専門職の配置

幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設職員の障がいに対する正しい知識の習得や理解を促進し、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。

■基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2)障がい児保育の充実		
保育施設等巡回出張相談事業	教育・保育施設等を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障がいの子どもに応じた対応方法について助言、支援体制を整えます。	子育て支援課
(個別事業)職員研修の促進	専門的な価値、知識、技術を習得するための研修に取り組みます。	子育て支援課
特別支援保育の実施	保育所・幼稚園による丁寧な関わりの必要な児童の受け入れを行います。	子育て支援課

基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

(3) 幼児教育、学校教育の充実

【現状と課題】

- 平成27年度より特別支援学校のコーディネーターを配置し、町立小中学校教職員への研修を実施しています。また、幼稚園、小中学校を巡回訪問し障がいのある子ども達への支援方法についての助言を行っています。
- 障害の状況に応じた、一貫性のある幼児教育や学校教育を行うための就学前、幼稚園、小学校間における伝達事項や引き継ぎ等の連携体制が不十分となっています。

〈基本方針〉

障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と共に学ぶ環境の中で、障がいの特性や程度に応じてきめ細かな学習支援を受けることができるように、学校教育施設におけるバリアフリー化を推進するとともに、創意工夫のある学習指導や学習内容の充実に向けた取り組みを進めます。

1) 就学支援体制の充実

障害の特性や程度を総合的に踏まえ、児童生徒やその保護者の意向等に添えるように一貫した相談支援、就学支援体制の充実を図ります。

2) 障がいに配慮した学習環境の整備

障がいのある幼児、児童生徒が安心して快適に学ぶことができるように、教育施設のバリアフリー化の推進を図るとともに、障害に配慮した教材教具の充実に努めます。

3) 特別支援教育に係る人材の確保

障がいのある児童生徒の個々の状況やニーズに応じた教育を受けることができるように、教育支援専門員の適正配置に努めます。

また、障害や障がいのある児童生徒の状況などを理解し、専門的な教育の提供や学習支援を行うことができるように、教職員等の資質の向上を図ります。

4) 障がいの理解啓発に関する社会教育の充実

障害に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を払拭していくための啓発活動や福祉教育の充実に努めます。

児童生徒の発達段階を考慮し、体験学習やふれあい交流活動等を通して福祉意識を高めることができるように、継続的で一貫した福祉教育に取り組みます。

■基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(3) 幼児教育、学校教育の充実		
人権講演会を活用した障がいに対する講演会実施	障がいに関する講演会をとおり、総合的な学習へつげます。	学校教育課
小中学生福祉体験	総合的な学習の時間等を利用し、児童生徒へ障がいに対する理解を促します。	学校教育課 社協
教諭向け福祉教育研修会（階層別）	初任者・10年経験者・ボランティア担当の教職員を対象に障がいに対する理解を深めます。	学校教育課 社協
居住地交流の実施	児童生徒への障がいに対する理解の教育 特別支援学校と町立小中学校児童生徒との交流を行い、総合的な学習へつげます。	学校教育課
肢体不自由特別支援学級の設置	与那原東小学校へ肢体不自由の特別支援学級を設置し、個々に応じた教育内容・方法を充実させます。	学校教育課
町立幼小中学校への特別支援教育支援員の配置	特別支援を要する幼児児童生徒等に対し、特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな支援及び支援体制の強化を図ります。	学校教育課 子育て支援課

基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

(4) スポーツ、文化・芸術活動等の充実

【現状と課題】

- ・交流センター「ひざし」においてボッチャ、アキュラシーなど障がい者も参加可能な競技を行い、障がい者スポーツを推進する取り組みを行っています。

《基本方針》

障がいのある町民が、スポーツ、文化・芸術活動等を通して生き活きとした社会活動に取り組むとともに、生きがいつくりや質を高め自己実現を果たしていくことができるように、安全・安心面に配慮した環境づくりに努めます。

また、多様な機会を通してスポーツ、文化・芸術活動に積極的に参加することができるように多様な活動メニューの創設やプログラムの充実に取り組みます。

1) 障がいのある町民が気軽に参加できる環境づくり

障がいのある町民が、楽しく安全に参加することができるように、コミュニケーション支援やイベント情報等の提供体制の充実を図るとともに、障害に配慮した施設、設備の整備を進めます。

2) 多様な活動プログラムの整備と人材の確保

障がいの特性、程度などに配慮した多様な活動メニューの充実や関係機関と連携したスポーツ、文化・芸術活動に対する支援の強化を図ります。また、それらの活動を支援する人材の育成・確保に努めます。

■基本施策6：教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実に関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(4) スポーツ、文化・芸術活動の充実		
スポーツ・文化イベントの効果的な実施	障がい者のスポーツ・文化活動への参加しやすい条件整備や参加を促進します。	生涯学習振興課 企画観光課
スポーツ・文化施設において障害者の利用を促進する為の環境整備	障がい者スポーツの積極的誘致、施設使用料の免除などを実施します。	生涯学習振興課
障がい者の利用しやすい図書環境の整備	弱視対象の大活字本や朗読 CD の購入などを行います。	生涯学習振興課
スポーツ活動への参加促進	交流センターひざしにてスポーツ活動の開催や県身体障がい者スポーツ大会等、他市町村のスポーツ大会への参加促進を図ります。	福祉課
県身体障害者福祉大会への参加協力	県身体障害者福祉大会への参加促進を図り、大会への協力を行います。	社協

基本施策7：安全・安心のある地域づくり

(1) 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- ・コミュニティソーシャルワーカーを小学校区単位に配置しています。
- ・身体障害者福祉協会等の団体役員のなり手が不足するなど、当事者支援団体としての実質的な活動が行われておらず、組織基盤の強化や活動の活性化に向けた支援が課題となっています。
- ・個別の団体として活動を行っているものの、それぞれの自主的な活動にとどまり、お互いが連携した活動となっていないことから、団体間のネットワークの構築と当事者間の仲間づくりが大きな課題となっています。

《基本方針》

障がい福祉サービス等の公的な支援のみでは、十分に対応できない生活課題等に柔軟に対応し必要な支援につなげ、住み慣れた地域のなかで障がいのある町民が安心して暮らしていくことができるように、小地域における支え合い・見守りネットワークを構築するなど、地域住民を主体とした地域福祉活動を推進します。

1) 自治会を中心とした小地域福祉活動の推進

社会福祉協議会や民生委員児童委員等と連携し各自治会を単位とした小地域福祉活動により、障害のある町民を地域で見守り、支える仕組みづくりに取り組みます。

2) 当事者団体等の活動支援

障害福祉に対する多様な情報交換や会員相互の支え合い活動などによって、障がいのある町民の自立支援を行うことができるように、当事者団体や関係団体に対する活動運営費の助成をはじめとした活動支援の充実に取り組みます。

3) 関係機関、団体等との連携強化

地域の福祉を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等との情報共有化や連携強化を図るとともに、専門性を活かした独自の福祉活動を担うNPO法人等の育成、立ち上げ支援を行うなど、多様な主体が連携し、障がいのある町民を社会全体で支援するための取り組みを進めます。

■基本施策7：安全・安心のある地域づくりに関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(1)地域福祉活動の推進		
関係機関等との連携強化	障がい者団体や関係機関、民生児童委員等との情報共有や連携強化を図ります。	福祉課
障がい者団体等への助成	障がい者当事者団体等へ活動運営の助成を行います。	福祉課
コミュニティソーシャルワーク事業	地域の福祉課題に対し、住民間での支え合い・見守り活動を支援し、小地域のコミュニティづくり推進を図ります。	社協
当事者を中心とした組織の基盤整備	町身体障害者協会を中心に3障がいをまとめた組織の基盤整備を図ります。	社協

基本施策7：安全・安心のある地域づくり

(2)防災・防犯活動の充実

【現状と課題】

- 町全体の防災訓練を年1回実施するとともに、防災行政無線の整備を進めています。また、自主防災組織は13行政区の独自の取り組みとして結成されています。
- 防災計画における避難支援や誘導訓練等は実施されていますが、避難行動要支援者名簿等の作成については、今年度から取り組みがスタートしています。
- 障害の特性に配慮した防災情報システムの整備や福祉避難所等の確保等については、計画的な整備や確保に向けた取り組みを検討しています。
- アンケート調査で、災害時において一人で避難できないと回答する割合が37.9%、避難場所を「知らない」とする割合が54.5%と過半数を超えています。また、災害時に近所に支援する人がいますかについては「いない」が33.6%を占め、災害時に困ることの第1位は「安全なところまで、迅速に避難することができない（54.4%）」をあげています。

《基本方針》

障がいのある町民が、台風、津波、地震等の災害被害をできる限る軽減していくことができるような防災対策の充実を図るとともに、悪徳商法などによる消費者トラブルを未然に防いでいくための相談対応、情報提供の充実、警察や関係機関等への通報体制の強化に向けた取り組みを進めます。

1) 防災対策の充実

「与那原町地域防災計画」に基づく、避難誘導體制の充実を図るとともに、避難行動要支援者登録制度による避難行動要支援者の適切な把握に努めます。

また、障がいの特性に配慮した防災情報伝達手段の充実や地域の自主防災組織と連携した防災活動の充実に向けた支援を行います。

2) 防犯対策の充実

障がいのある町民が事件や消費者被害に遭うことがないように防犯意識を高めるとともに、関係機関と連携し、見守り支え合い等により犯罪が起こりにくい地域づくりに向けた取り組みを進めます。

■基本施策7：安全・安心のある地域づくりに関する具体的な推進施策

推進事業名	事業目標（指標）	実施主体
(2)防災・防犯活動の充実		
災害時避難行動要支援体制の構築	災害時要援護者台帳の作成や、関係機関等との情報共有や連携等、障がい者への周知を促進します。	福祉課
避難行動要支援者の避難誘導體制	地域福祉ネットワークにより、要援護者が適正に把握され、避難誘導訓練が定期的を実施しています。	農水環境安全課 福祉課 健康保険課 社協
防災情報伝達手段の整備	障がい特性に配慮した情報伝達手段が整備されています。	農水環境安全課 福祉課 社協
犯罪が起こりにくい地域づくり	地域福祉ネットワークにより、見守り支え合い等が実施しています。	農水環境安全課 福祉課 社協

資料編

1 与那原町障がい者計画策定委員会設置規則

○与那原町障がい者計画等策定委員会設置規則

平成21年1月27日

規則第1号

改正 平成25年7月16日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定又は変更し、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、与那原町障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、前条に規定する計画に関して審議を行い、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者又は団体に属する者から町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 教育関係機関
- (4) 雇用関係者
- (5) 障がい者又はその家族
- (6) 地域の代表
- (7) 行政関係者
- (8) その他、町長が必要と認める機関

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を総理する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明及び必要な資料を提出させることができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、正当な理由なく、委員会の職務により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

2 与那原町障がい者計画等策定委員名簿

与那原町障がい者計画等策定委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	ウネ ミキオ 宇根 幹雄	株式会社えがおの花 代表	委員長
2	ナカ リュウイチ 名嘉 隆一	社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園理事長	
3	ナカノネ イサオ 仲宗根 功	コロニー児童デイサービスよなばる 管理者	
4	タカラ リコ 高良 紀子	沖縄県立島尻特別支援学校 進路部	
5	オギドウ タカシ 荻堂 敬	与那原町商工会事務局長	
6	フジカワ ヒサコ 藤川 久子	障がい者当事者	
7	ガシヤ タケヒロ 我謝 孟弘	与那原町区長会会長	
8	シンザト モリミツ 新里 盛光	民生委員児童委員協議会 障害者福祉部 部会長	
9	スナガワ ミツル 砂川 充	与那原町教育委員会 指導主事	
10	イジュ キョウミ 伊集 京美	与那原町子育て支援課長	副委員長

与那原町障がい者（児）計画

平成 28 年 3 月

【編集・発行】

与那原町役場 福祉課

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

TEL (098) 945-1525 FAX (098) 946-4597